相談室だより

１２月号

（No．１３８号）

平成20年12月1日発行

熊取療育園
相談室
大阪府泉南郡熊取町朝代東4丁目22-12
ＴＥＬ：０７２－４５３－５９１７
ＦＡＸ：０７２－４５２－９１５１
e-mail:kumatori_room@tea.ocn.ne.jp

相談のあれこれ

◎医師の意見書

介護給付のサービス利用を申請した際、障害程度区分の認定のために、106項目の聴き取り調査を受けるほかに、お医者さんに意見書を書いてもらう必要があります。普段から通院しており、かかりつけの主治医がいればよいのですが、「特に主治医がいない」「風邪ひいたときだけ行く」というような人は、結局普段の自分のことを知らないお医者さんに書いてもらうことになります。これは、自分にも不安なことですし、お医者さんにとっても困ることです。お医者さんに自分のことをよく理解して意見書を書いてもらえるように、自分のことを伝える工夫をする必要があります。

意見書を書いてもらう医療機関で必ず受診をし、普段の様子を十分伝えるようにしましょう。自分や家族だけで伝えるのが難しい場合、たとえば相談員が同行することもできます。また、通っている施設があれば、その施設の支援員さんに付き添ってもらったり、普段の様子を書面にまとめてもらい、それをお医者さんに渡すのもよいでしょう。

◎サービス支給申請

子どもの学校が休みの土日に、移動支援を使って外出させてやりたいと考え支給申請に行ったら、ほかのサービスを使っていることなどを理由に認めてもらえなかった、との相談もありました。

サービスの利用は、「そのサービスがあるから使う」というものではありません。この相談の場合、土日のご本人にどのような困りごとや希望があるのかを考えてみましょう。そして、その困りごとや希望をどうしたいのか、解決の目標を考えます。その上で、解決や目標達成のために必要な支援が何かを検討します。できればこれらを『サービス利用計画』として書面化できるとよいでしょう。申請の際にはこの計画を持参し、なぜそのサービスが必要か、そのサービスを利用することでどんな成果が期待できるのか等を、説明できるようにしましょう。

相談室では、このサービス利用計画の作成をお手伝いします。お気軽にご相談ください。

ひとりごと

物事をあらゆる方向からとらえることは大切ですが、一人で全角度をとらえるのは大変。あっちやそっちに立って、同じものを見ている人はいませんか？協力しましょ。

（見学）